

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| | |
|---|-----|
| 告示 | ページ |
| ○告示(地方卸売市場開設者の許可)の一部改正 (流通支援課) | 1 |
| ○告示(地方卸売市場の卸売業者の許可)の一部改正 (") | 1 |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定(3件) (環境対策課) | 1 |
| ○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出 (漁業管理課) | 1 |
| ◎告示(高知県漁港管理条例第10条の2第1項第1号に規定する施設の指定)の一部改正 (漁港漁場課) | 1 |
| ○道路の区域変更 (道路課) | 3 |
| 公告 | |
| ○土地改良区の役員 の 退任 (農業基盤課) | 3 |
| ○土地改良事業の計画変更の認可(東洋町野根土地改良区) (") | 3 |
| 落札公告 | |
| ○落札者等の公告 (総務事務センター) | 3 |

告 示

高知県告示第626号

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)第22条第2号及び第3号の規定により地方卸売市場の開設者である法人の名称等の変更について届出があったので、昭和48年3月高知県告示第82号(地方卸売市場開設者の許可)の一部を次のように改正する。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

別記の表25の項を次のように改める。

| | | | | |
|----|--------------------|--------|-----|--------|
| 25 | 土佐あき農業協同組合 代表理事 | 安芸市幸町1 | 土佐あ | 安芸市幸町1 |
|----|--------------------|--------|-----|--------|

| | | | |
|----------------|-----|---------------------|-----|
| 組合長 窪田 勲 | -16 | き農業協同 組合青果市 場 | -16 |
|----------------|-----|---------------------|-----|

高知県告示第627号

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)第22条第2号及び第3号の規定により地方卸売市場の卸売業者である法人の名称等の変更について届出があったので、昭和48年3月高知県告示第83号(地方卸売市場の卸売業者の許可)の一部を次のように改正する。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

別記の表28の項を次のように改める。

| | | | | | |
|----|---|---------------|--------------------------------|---------------|--------------------------------|
| 28 | 土佐あき 農業協同 組合 代表理 事組合 長 窪 田 勲 | 安芸市幸町 1-16 | 土 佐あき農 業協同組 合青果市 場 | 安芸市幸町 1-16 | 土 佐あき農 業協同組 合青果市 場 |
|----|---|---------------|--------------------------------|---------------|--------------------------------|

高知県告示第628号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定区域
南国市岡豊町小蓮字棚田989番、990番、991番1及び992番の各一部
- 2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号に掲げる埋立地

高知県告示第629号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定区域
高岡郡佐川町庄田字宮原西ノ谷488番1及び493番1の各一部
- 2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第

300号)第13条の2第1号に掲げる埋立地

高知県告示第630号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定区域
香南市野市町深淵字ソノ丸939番1及び947番1
- 2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号に掲げる埋立地

高知県告示第631号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
香南市 松下輝喜
" 中元義春
" 北村政志
(2) 加入区の名称
香南加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
平成21年10月16日から同月30日まで
(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合吉川支所

高知県告示第632号

平成14年3月高知県告示第171号(高知県漁港管理条例第10条の2第1項第1号に規定する施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

表中

| | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|------------|--------------|---------------|
| 大島 漁港 | 宿毛 市大 | 係船 環A | 別図 14 | 大島北 物揚場 | 北3号岸 壁東端か | 始点から 北東に60 |
|----------|----------|----------|----------|------------|--------------|---------------|

に改める。
別図14を次のように改める。

を「

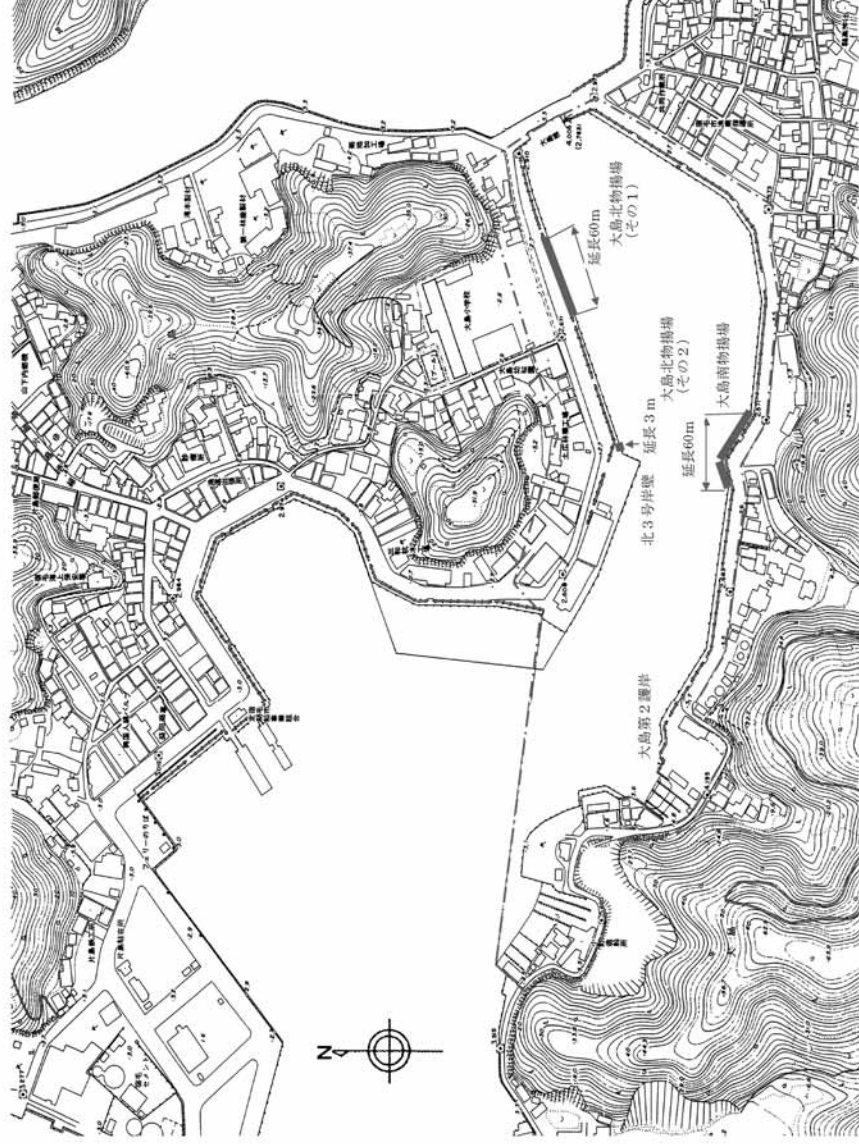
| | | | | | | |
|------|-------|------|------|-------------|----------------------|------------------|
| 大島漁港 | 宿毛市大島 | 係船環A | 別図14 | 大島北物揚場(その1) | 北3号岸壁東端から108メートルの地点 | 始点から北東に60メートルの地点 |
| | | | | 大島北物揚場(その2) | 北3号岸壁東端 | 始点から北東に3メートルの地点 |
| | | | | 大島南物揚場 | 大島第2護岸東端から209メートルの地点 | 始点から南東に60メートルの地点 |

| | | | | | |
|---|--------|----------------------|------------------|-------------|---------|
| 島 | | | | ら108メートルの地点 | メートルの地点 |
| | 大島南物揚場 | 大島第2護岸東端から209メートルの地点 | 始点から南東に60メートルの地点 | | |

別図14

大島漁港(宿毛市大島)

指定する施設＝



高知県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-------------------|---------------|
| 高知市長浜字日出 1833番4から 高知市長浜字日出 1833番1まで | 前 | 9.5 ∟ 15.7 | 8 |
| | 後 | 13.0 ∟ 15.7 | 8 |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、窪川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所
(退任)

理事 氏原 郭 高岡郡四万十町親ヶ内253
" 鬼頭 昭憲 " " 黒石 525

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、東洋町野根土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を平成21年10月1日に認可した。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
陰・陽圧式エアータント 一式 3組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 3 落札者を決定した日
平成21年9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アスティス高知営業部 南国市蛸が丘二丁目3-1
- 5 落札金額
29,337,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成21年8月25日